

令和 2 年度公立大学法人宮城大学評価委員会について

1 スケジュール

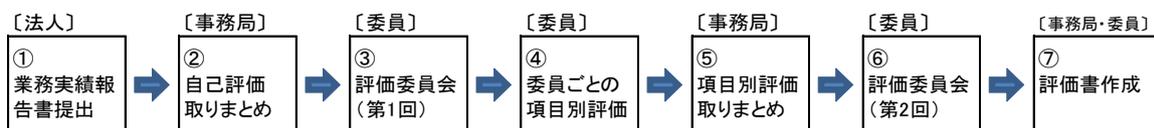
今年度は、例年実施している前年度に係る「事業年度評価」に加え、「第 3 期中期目標・計画（R 3～R 8）」、「第 2 期中期目標期間の終了時の検討」について御審議いただくため、委員会を年 4 回開催予定です。

回数	日付	内容
第 1 回	7月31日（金）	・ R 1 年度 業務実績報告書等の調査・分析 ・ 第 3 期中期目標（素案）諮問
第 2 回	8月28日（金）	・ R 1 年度 業務実績に関する評価結果の最終検討 ・ 第 3 期中期目標（素案）に対する意見
第 3 回	11月10日（火） （予定）	・ 第 3 期中期目標（最終案）諮問及び答申 ・ 第 3 期中期計画（素案）諮問 ・ 第 2 期中期目標期間の終了時の検討
第 4 回	R3年1月 （予定）	・ 第 3 期中期計画（最終案）諮問及び答申

2 令和元年度業務実績評価について（第 1・2 回委員会）

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 7 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の令和元年度業務の実績について評価していただきます。また、評価結果は法第 7 8 条の 2 第 5, 6 項の規定に基づき公表するとともに県議会に報告されます。

審議の進め方



①業務実績報告書提出〔法人〕

法人が年度計画の達成状況を各項目で検証し、IV～Iの自己評価を行います。

【法人自己評価の基準】

評定	評定項目	判断の目安
IV	年度計画を大幅に上回って実施している	特筆すべき優れた実績・成果がある
III	年度計画を予定どおり実施している	達成度がおおむね90%以上
II	年度計画を十分に実施していない	達成度がおおむね60%以上90%未満
I	年度計画をほとんど実施していない	達成度がおおむね60%未満

②自己評価取りまとめ〔事務局〕（様式1）

法人の自己評価を、事務局で36項目に集約し、「公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価の実施要領」に基づきS～Dの仮評価を行います。

【委員会評定基準】

評定	評定項目	判断の目安
S	特筆すべき進捗状況にある	委員会が特に認める場合
A	年度計画を順調に実施している	自己評価の評定がすべて「IV」又は「III」
B	年度計画をおおむね順調に実施している	自己評価の評定で「IV」又は「III」がおおむね90%以上
C	年度計画の実施にやや遅れがある	自己評価の評定で「IV」又は「III」がおおむね90%未満
D	年度計画の実施が遅れており、重大な改善事項がある	委員会が特に認める場合

※自己評価取りまとめでは、「自己評価の評定がすべてIV又はIII、かつIVが50%以上」の場合に仮評定を「S」としている。

③第1回評価委員会

業務実績報告書を基に、法人からヒアリングを行います。

④委員ごとの項目別評価〔委員〕

評価委員会のヒアリングを基に、②で事務局が作成した自己評価取りまとめ資料（様式1）の各項目について、各委員がS～Dの評価を行います。

⑤項目別評価取りまとめ〔事務局〕

事務局が、委員ごとの項目別評価を取りまとめます。

⑥第2回評価委員会

⑤の取りまとめ結果を基に、項目別評価及び評価書（案）の最終検討を行います。

⑦評価書作成〔事務局・委員〕

評価委員会の結果を基に評価書を作成します。

3 第3期中期目標・計画について（第1～4回委員会）

法第25条第3項の規定に基づき、第3期中期目標について第1～3回委員会で御審議いただき、県議会に上程します。また、法第78条第4項の規定に基づき、第3期中期計画について第3～4回委員会で御審議いただきます。

4 第2期中期目標期間の終了時の検討について（第3回委員会）

法第79条の2第2項の規定に基づき、第3回委員会で御検討いただく予定です。

5 提出書類等について

第1回委員会終了後に、各委員の事業年度評価及び第3期中期目標（素案）への意見を取りまとめるため、下記期日まで書類の提出をお願いします。

【第1回委員会後の提出書類】

○様式1「令和元年度業務実績報告（自己評価）の評定一覧」

○様式2「第3期公立大学法人宮城大学中期目標（素案）に係る御意見について」

※様式2については、御意見がある場合のみ提出願います。

【提出期限】

令和2年8月7日（金）まで

【提出先】

事務局（宮城県私学・公益法人課）あてメールにて提出願います。

なお、様式のデータは第1回委員会終了後、メールにてお送りします。

E-mail : shigaku-hojin@pref.miyagi.lg.jp

6 関係法令等

【地方独立行政法人法（H15.7.16 法律第118号）】〈抜粋〉

事業年度評価について

（評価の結果の取扱い等）

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
 - 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
 - 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
 - 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
 - 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

中期目標・計画について

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成

し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

中期目標期間の終了時の検討について

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（※事務局注「暫定評価」）を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。